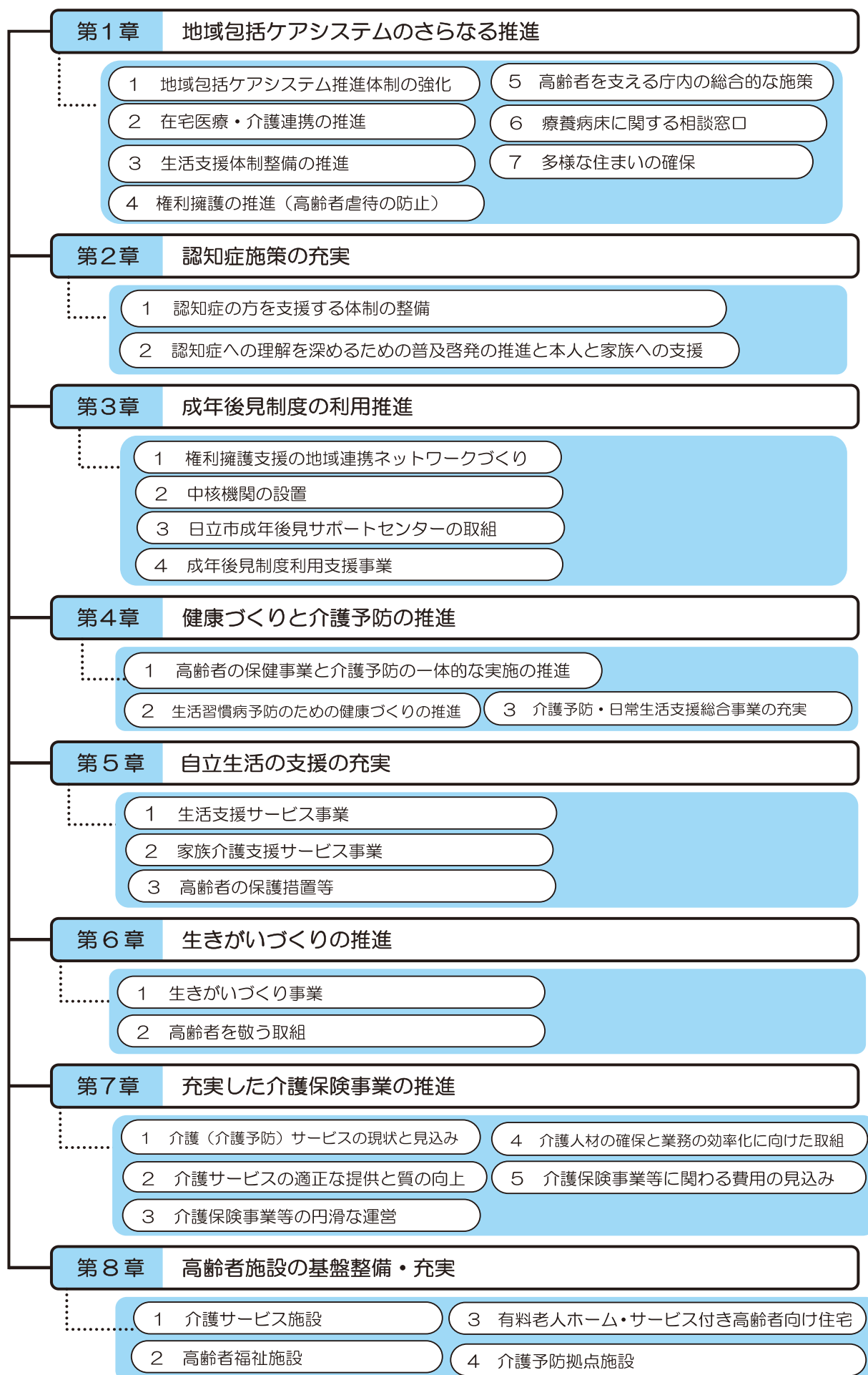


各論

計画推進の事業体系（各論）



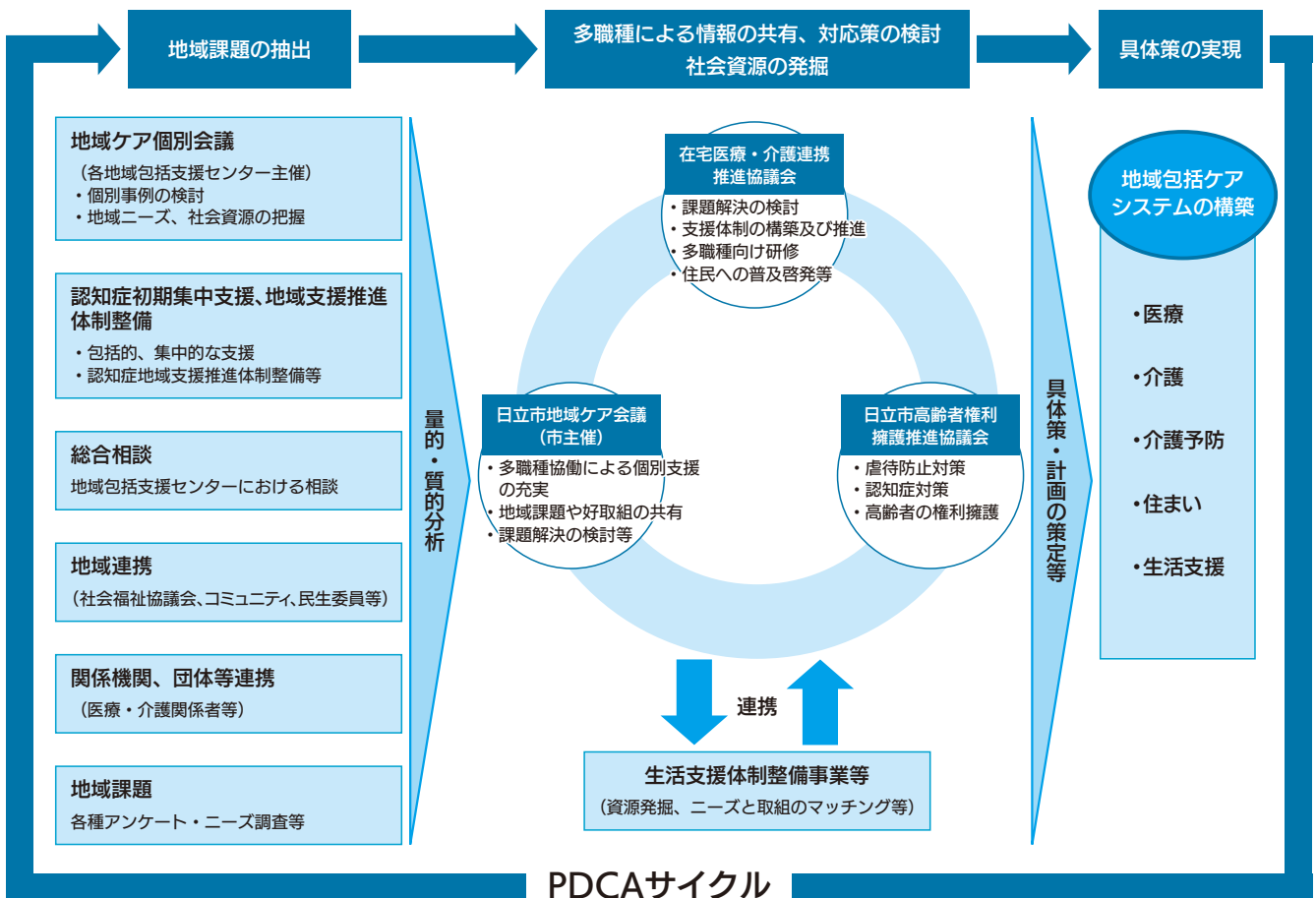
高齢者が可能な限り住み慣れた家庭や地域で、安心して日常生活を継続するためには、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの体制づくりとその推進が必要です。

このため、これまでの地域包括ケアシステムを更に推進できるよう、地域包括支援センターを拠点に、地域全体での支え合い、在宅医療・介護連携の推進、生活支援体制整備の推進を図ります。

今後、高齢化が一層進む中で、地域包括ケアシステムは、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会を見据えていくことが大切です。

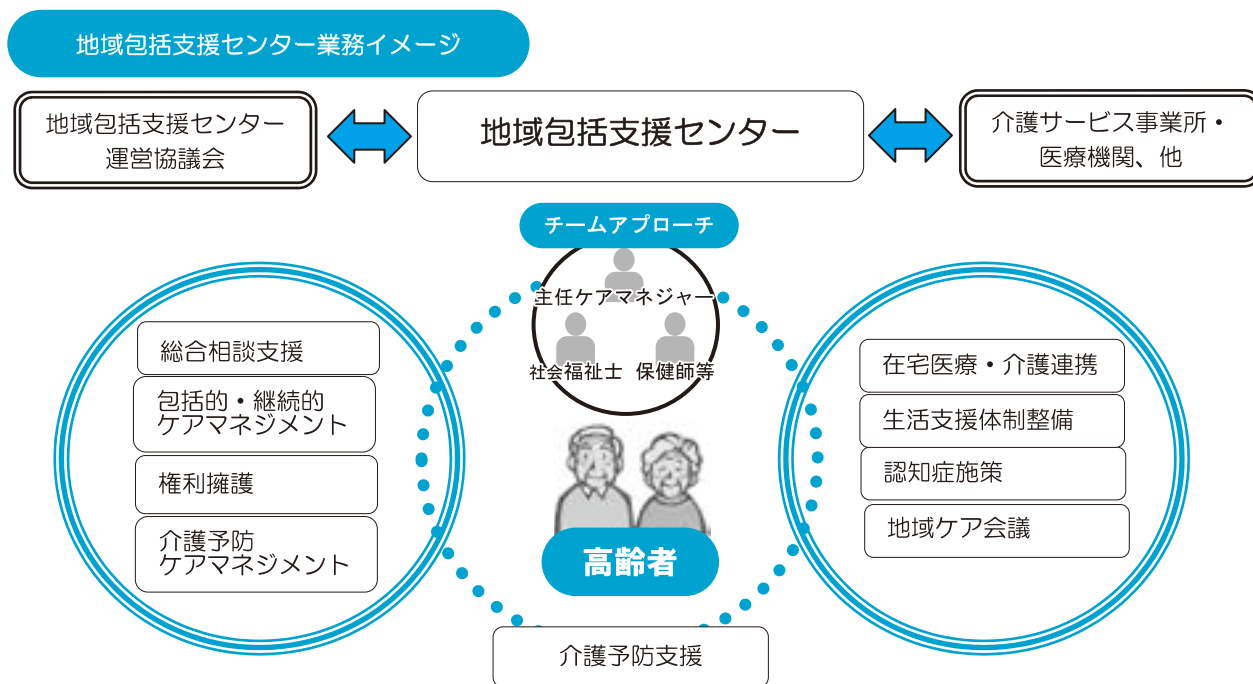
また、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図る成年後見など、高齢者の権利擁護を推進します。

日立市における地域包括ケアシステム構築のプロセス（イメージ）



1 地域包括ケアシステム推進体制の強化

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して生活を継続するためには、個々の身体状況や環境の変化に応じた、適切なサービス、多様な支援が必要です。地域におけるサービス事業者や医療機関、地域コミュニティなどと連携を図りながら、高齢者に対する日常的な相談や包括的かつ継続的な支援を行う各日常生活圏域の中核機関である地域包括支援センターにおいて、適正に事業が推進できるよう、支援体制の強化を図ります。



(1) 地域包括ケアシステム推進体制の強化

地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例等に基づき、市内の日常生活8圏域全てに、地域包括ケアを推進するための中核の機関となる地域包括支援センターの設置が完了しました。

今後は、本市の地域包括ケアの更なる推進を図るため、引き続き、センターに対し、地域の実情に即した課題解決のための具体的な運営方針を示すとともに、指導及び後方支援に努め、適正な事業推進のため支援体制の強化を図ります。

基盤整備状況

開設年度	センターの名称	担当圏域
H19 年度	地域包括支援センター 福祉の森 聖孝園	十王・西部地区
H20 年度	地域包括支援センター 鮎川さくら館	多賀北地区
H23 年度	地域包括支援センター 成華園	南部地区
H26 年度	地域包括支援センター 金沢弁天園	多賀南地区
H28 年度	地域包括支援センター サン豊浦	日高・豊浦地区
H29 年度	地域包括支援センター 銀砂台	本庁北・本庁南地区の一部
H30 年度	地域包括支援センター 神峰の森	本庁北地区の一部
H31 年度	地域包括支援センター 小咲園	本庁南・多賀北地区の一部

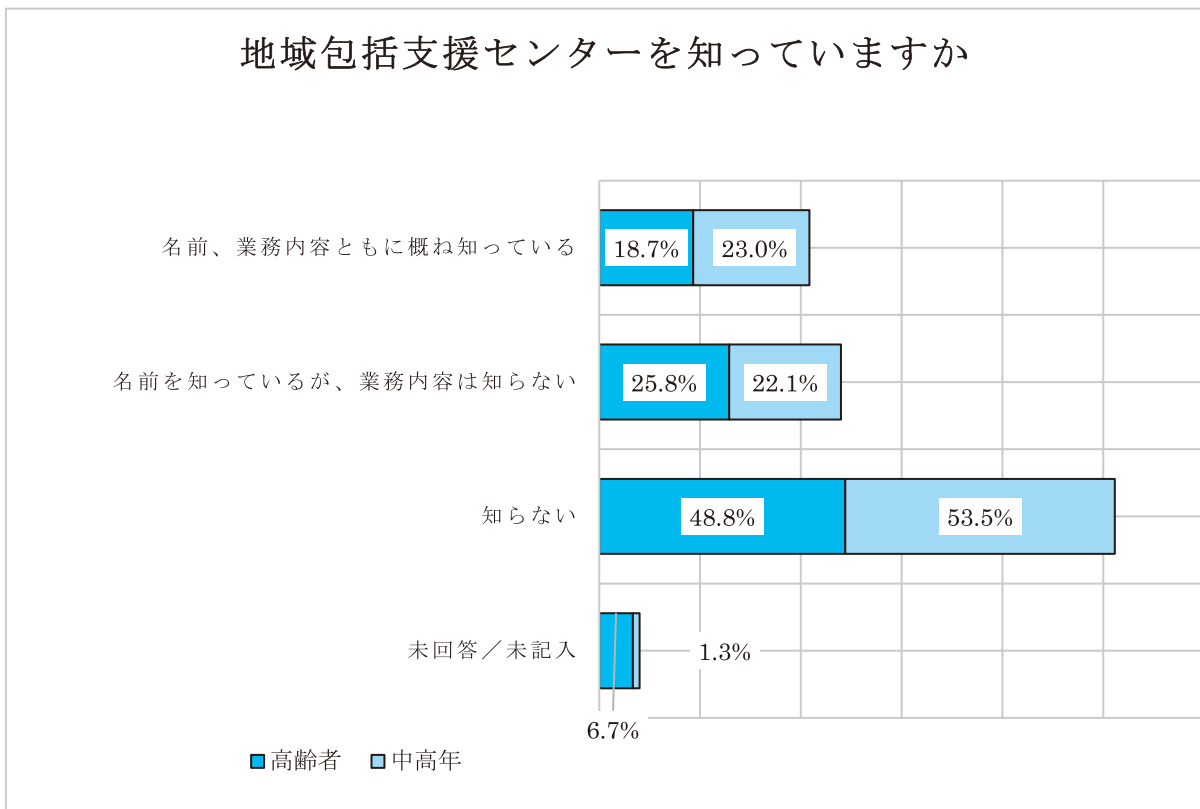
(参考) 地域包括支援センターの認知度について

【令和元年9月に実施したアンケート一般調査(中高年調査、高齢者調査)結果から】

ア 平成18年から、介護・福祉・保健・医療に関する総合相談窓口として設置された地域包括支援センターについて、市民の認知度を把握しました。

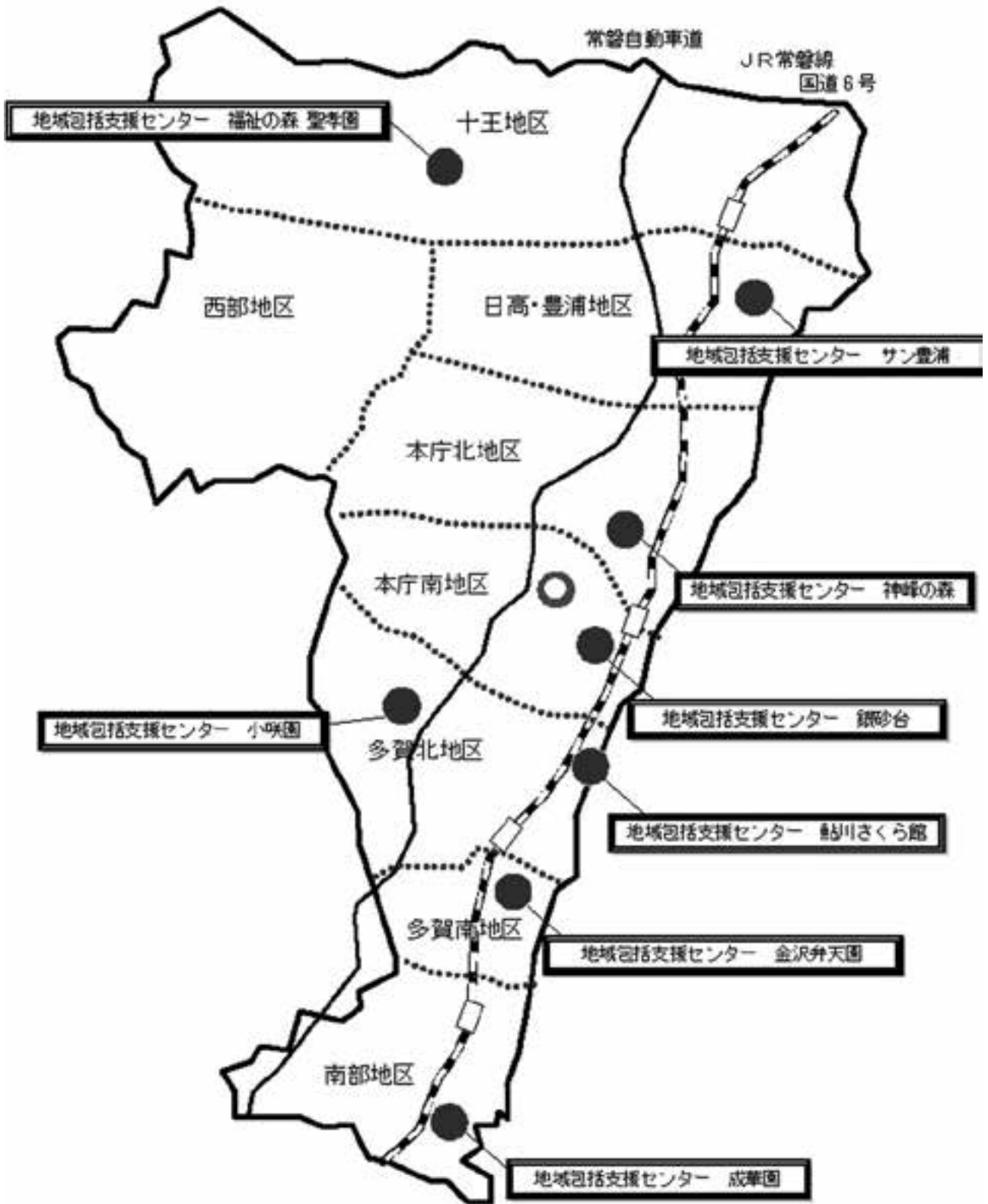
イ アンケートを送付した中高年者1,000人、高齢者1,000人のうち、中高年者447人(44.7%)、高齢者643人(64.3%)から回答が得られました。

ウ 地域包括支援センターの認知度については、「名前を知っているが、業務内容は知らない」、「知らない」と回答した方を合わせると、中高年者で75.6%、高齢者で74.6%となっており、市民の認知度は依然として低く、今後も更なる周知及び周知の工夫等認知度の向上が必要です。



《地域包括支援センター配置図》

R2.10.1 現在



(2) 地域包括支援センター運営協議会の推進

地域包括支援センターの公平性、中立性をチェックするために設置します。運営協議会の構成員は、介護サービス事業者、関係団体、利用者の代表、被保険者の代表、ボランティアなどで構成し、地域包括支援センターの設置者の選定や変更、運営評価などを行います。

なお、本市では、日立市高齢者政策推進会議（サービス調整部会）が、その機能を兼ねています。

(3) 総合相談支援の強化

地域の高齢者の総合相談窓口となり、個々の高齢者にどのような支援が必要かを判断し、適切なサービス・機関・制度につなげるなど、継続的な支援を行います。

実績

相談対応件数（件）	H29 年度	H30 年度	R 元年度
日立市地域包括支援センター	2,406	2,444	278
地域包括支援センター 福祉の森聖孝園	754	783	782
地域包括支援センター サン豊浦	1,286	1,420	1,701
地域包括支援センター 神峰の森	-	249	869
地域包括支援センター 銀砂台	566	735	664
地域包括支援センター 小咲園	-	-	1,208
地域包括支援センター 鮎川さくら館	1,304	1,623	1,438
地域包括支援センター 金沢弁天園	2,893	3,544	3,722
地域包括支援センター 成華園	2,008	1,700	1,496

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

多職種との連携により、サービスの利用者が住み慣れた家庭や地域において、自立した日常生活を営むことができるよう、ケアマネジメントの後方支援とともに、ケアマネジャー（介護支援専門員）が抱える困難事例への迅速な対応やより良いサービスを提供するための指導、支援を行います。

実績

相談対応件数（件）	H29 年度	H30 年度	R 元年度
日立市地域包括支援センター	453	413	-
地域包括支援センター 福祉の森聖孝園	20	40	46
地域包括支援センター サン豊浦	77	66	102
地域包括支援センター 神峰の森	-	19	121
地域包括支援センター 銀砂台	15	39	62
地域包括支援センター 小咲園	-	-	62
地域包括支援センター 鮎川さくら館	55	106	225

地域包括支援センター 金沢弁天園	51	56	362
地域包括支援センター 成華園	22	54	81

《指定介護予防支援事業者としてのケアプラン作成》

日立市指定介護予防支援の事業の運営に関する基準等を定める条例に基づき、要支援1・2の認定を受けた方が、適切な介護予防サービスを利用できるよう、利用者の心身の状態や生活環境、希望等を考慮して、介護予防ケアプラン（介護予防サービス計画）を作成し、介護予防サービス事業者との連絡調整等の介護予防ケアマネジメントを行います。

なお、業務の一部は、居宅介護支援事業者に委託します。

実 績

※ 延べ給付管理者数

介護予防支援件数（件）	H29 年度	H30 年度	R 元年度
日立市地域包括支援センター	1,623	1,113	—
地域包括支援センター 福祉の森聖孝園	528	551	560
地域包括支援センター サン豊浦	1,128	1,016	1,035
地域包括支援センター 神峰の森	—	642	584
地域包括支援センター 銀砂台	357	835	864
地域包括支援センター 小咲園	—	—	1,093
地域包括支援センター 鮎川さくら館	900	987	1,013
地域包括支援センター 金沢弁天園	707	853	783
地域包括支援センター 成華園	948	990	1,090

(5) 地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に向けて有効な手法であることから、「地域ケア個別会議（地域包括支援センターが主体）」と「地域ケア会議（市町村が主体）」に役割分担し、それぞれの機能の充実に努めます。

ア 地域ケア個別会議

多職種等が協働して個別事例のケアマネジメントを支援するための実務者レベルの会議として、地域ケア個別会議を開催します。高齢者の個別課題解決を図ることで、ケアマネジャーのケアマネジメントの実践力向上、地域の関係機関とのネットワーク構築、不足している社会資源の発掘等に努めます。

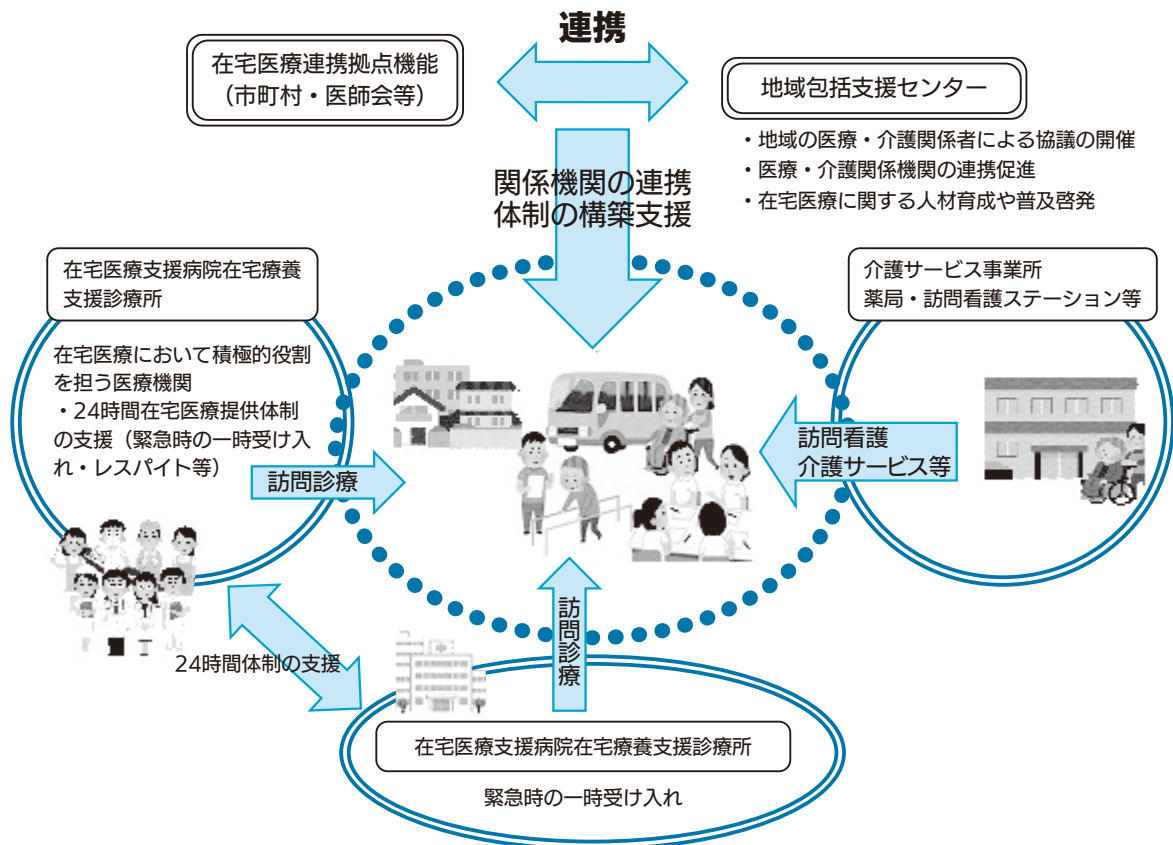
イ 地域ケア会議

個別事例の検討を積み重ねることにより「高齢者支援の有効な方法」を普遍化し、「地域の共通した課題」を解決していくため、代表者レベルの地域ケア会議を開催します。保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等によるネットワークを連結させ、地域包括ケアシステム構築のための社会基盤整備を進めます。

2 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供し、住み慣れた地域でそれぞれの能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医療機関やサービス事業者等の関係者の連携を図ります。

また、地域包括ケアの推進のため、看取りに関する取組や認知症の対応力の向上について、各関係機関との連携体制の構築が重要であることから、その取組への支援を強化していきます。



(1) 在宅医療・介護連携推進協議会の運営

多職種の実務者、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策等の協議を行います。

(2) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制構築の推進

地域の医療・介護関係者の協力を得て、疾病を抱えていても、自宅などの住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進します。特に、在宅療養を支える医療・介護従事者の訪問サービス在宅医、訪問看護師、ホームヘルパー、理学療法士、作業療法士等の連携、支援体制の強化に努め、切れ目のない在宅医療の推進を行います。

(3) 在宅医療・介護連携に関する相談支援の強化

医療・介護関係者の連携を支援する相談支援等を強化します。

(4) 地域住民への普及啓発の強化

市民を対象とした在宅医療・介護に関する講演会や出前講座等を開催するとともに、パンフレット等の配布や周知を行うなど、普及啓発の強化を図ります。

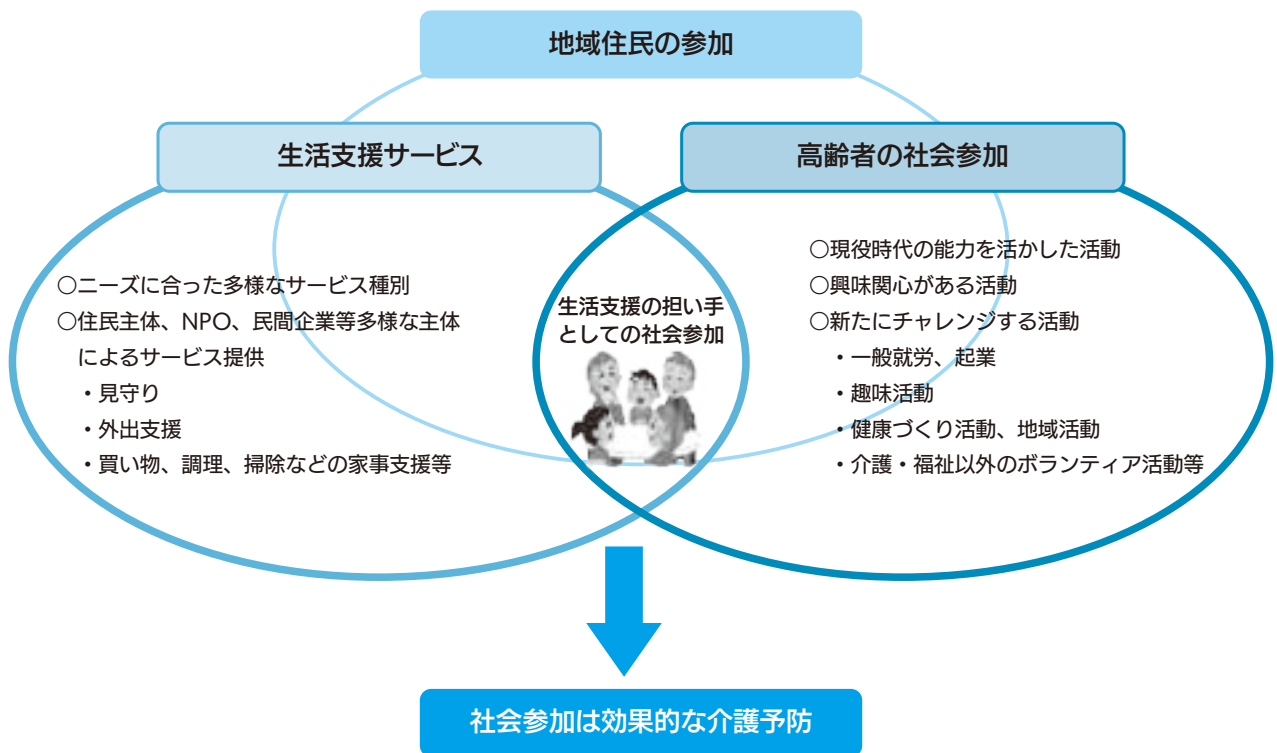
(5) 在宅医療・介護関係者の研修の実施

多職種の円滑な連携に向けた医療・介護関係者向けの各種セミナーや多職種合同研修会を開催し、関係者間の「顔の見える関係づくり」を推進するとともに、必要な知識と理解を深めます。

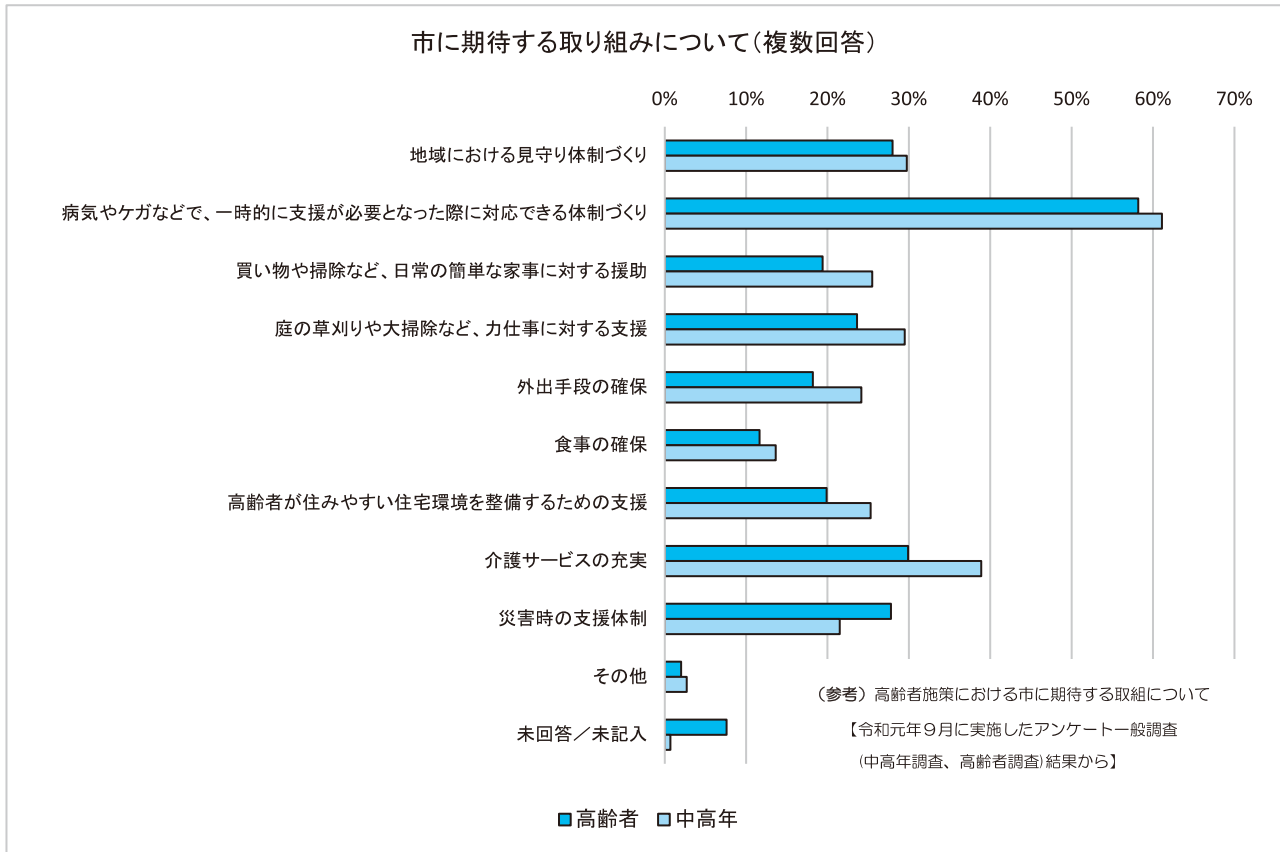
3 生活支援体制整備の推進

今後、更に高齢者の増加が見込まれる中、地域住民が互いに自立生活を助け合っていく「地域づくり」、「地域福祉」を実現することが必要とされています。そのためには、地域コミュニティと行政が協力し合い、住民一人ひとりが、^{ひとごと}他人事ではなく、^{わがごと}我が事として捉え、地域での支え合いへの理解と関心を深めることが重要です。

高齢者が住み慣れた地域で元気に生活していくために、地域で支え合いをする基盤づくりをすると同時に、高齢者の社会参加や生きがいづくりにつながるボランティア活動を支援し、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを推進します。



【参考】一人暮らしや高齢者世帯のみとなった場合、市にどのような取組を期待するか。
 【令和元年9月に実施したアンケート一般調査(中高年調査、高齢者調査)結果から】



項目	中高年者		高齢者	
	今回	前回	今回	前回
地域における見守り体制づくり	29.8%	26.9%	28.0%	31.1%
病気やケガなどで、一時的に支援が必要となった際に対応できる体制づくり	61.1%	58.7%	58.2%	61.5%
買い物や掃除など、日常の簡単な家事に対する援助	25.5%	26.4%	19.4%	16.4%
庭の草刈りや大掃除など、力仕事に対する支援	29.5%	27.5%	23.6%	25.7%
外出手段の確保	24.2%	15.8%	18.2%	14.2%
食事の確保	13.6%	17.3%	11.7%	14.2%
高齢者が住みやすい住宅環境を整備するための支援	25.3%	29.1%	19.9%	15.5%
介護サービスの充実	38.9%	42.6%	29.9%	36.2%
災害時の支援体制	21.5%	17.8%	27.8%	21.5%
その他	2.7%	2.1%	2.0%	1.5%
未回答/未記入	0.7%	3.3%	7.6%	6.8%

- 様々な高齢者施策事業に取り組んでいる中、市に期待する取組について、市民の意向を把握しました。
- アンケートを送付した中高年者 1,000 人、高齢者 1,000 人のうち、中高年者が 447 人(44.7%)、高齢者 643 人(64.3%)から複数回答で 1,219 件、1,584 件の回答が得られました。

(1) 生活支援サービスの基盤整備

住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなど多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進します。

高齢者が住み慣れた地域で生活していくため、生活支援サービスの充実を図るとともに、高齢者自身が生活支援の担い手として社会参加し、社会的役割をもつことで、生きがいつくりや介護予防の推進を図ります。

ア 生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターを配置し、地域内における高齢者の生活支援にかかるニーズの把握や様々な主体による多様な地域資源のネットワーク化を図り、地域における支え合い、助け合いの体制を推進します。

イ 協議体の運営

多様な主体（自治会等地域関係者、サービス提供者等）による「協議体(生活サポート連絡会議)」を運営し、生活支援コーディネーターとの定期的な情報共有及び連携強化を図ります。

(2) 高齢者の居場所づくり事業

高齢者の孤立・閉じこもり等を防止するとともに、介護予防を図り、高齢者が住み慣れた地域で元気にいきいきと生活を送ることができるよう、いつでも、だれでも、安心して集い、交流できる常設的な居場所を運営します。軽食等を楽しんでいただけるほか、季節に合わせたイベントを行います。また、記念図書館と連携して行っている、図書コーナーを継続し、高齢者が思い思いに過ごせる場を提供します。(第4章に再掲)

(3) 外出手段の確保

本市では、高齢者の外出手段を確保するため、地域の実情に応じ、事業者と行政が費用と責任の分担を行い、乗合タクシー等を運行する「地域公共交通」の整備や、地域住民と路線バス事業者が協定し乗車促進活動を行うことにより、既存バス路線の確保・充実を図る「パートナーシップ協定方式」を導入し、実証運行・効果についての評価を行ってきました。

今後は、適宜、事業内容の見直しを行い高齢者がより利用しやすくなるために、継続的かつ適切な事業の推進に向け、必要な検討を行っていきます。

○地域公共交通

- ・坂下地区乗合タクシー「みなみ号」
- ・中里地区助け合いタクシー「なかさと号」

○パートナーシップ協定方式

- ・諏訪学区路線バス
- ・高鈴台団地路線バス
- ・中丸団地路線バス
- ・塙山学区
- ・青葉台、堂平団地
- ・山の神団地

(4) 高齢者おでかけ支援事業

介護予防事業等への参加促進と閉じこもり防止を目的として、医療機関への通院や買物などへ外出する高齢者に対し、路線バス運賃カード割引販売及びタクシー乗車費助成を活用した外出支援を行います。

(5) 地域コミュニティとの連携強化

今後増加が見込まれる高齢者を支援していくには、地域コミュニティや関係機関との連携強化が必要不可欠であり、支え合い体制の充実を更に推進する必要があります。

高齢化の進展に伴い、行政サービス利用（公助）だけでなく、地域住民が互いに支え合い、助け合う仕組み（互助）が重要です。本市において長年培ったコミュニティ活動、小地域福祉活動は高齢社会を乗り切る貴重な財産であり、この活動を更に発展させ、高齢者が地域で安心して暮らせるコミュニティづくりとの連携強化を図る必要があります。

ア あんしん安全・ネットワーク（見守り）事業

孤独死などが社会問題となっている中、孤立により支援を必要とする高齢者に対し、近隣住民による見守り活動の必要性が高まっています。長年日立市社会福祉協議会が進めてきたコミュニティ、近隣住民、民生委員児童委員による安否確認「あんしん安全ネットワーク事業」は、本市の地域福祉の基礎であり、一人暮らし高齢者の増加を受け、その拡大と強化を目指します。

また、疾病や身体状況の悪化で、より支援が必要となった在宅の高齢者に対し、訪問頻度を増やし、地域包括支援センターなど専門職との連携（地域包括ケア）を強化する「あんしん・安全ネットワーク強化事業」を推進します。

イ ふれあいサロンやふれあい健康クラブの充実

高齢者の外出を促し、社会的孤立の解消や健康増進を図るため、日立市社会福祉協議会を通して、各コミュニティ単会の福祉部等が実施、あるいは協力し、地域のボランティアが支える通いの場「ふれあいサロン」や「ふれあい健康クラブ」の充実を目指します。

※ふれあいサロンの充実、ふれあい健康クラブの充実（第4章に再掲）

(6) 災害時等における安心・安全対策の整備

災害等に備え、要介護高齢者等が適切に避難できるよう、平常時から対象者の把握や名簿作成が必要です。災害時や感染症の流行時等においては、日立市地域防災計画等に基づき、関係課と連携し、速やかな対応に努めます。

また、台風・地震・津波等の災害による避難所設営時において、新型コロナウイルス感染症への対応指針に基づきながら、流行が想定される感染症等の対策に努めます。

ア 避難行動要支援者の把握と名簿の整備

民生委員児童委員などからの情報提供により、ひとり暮らし高齢者等を把握するとともに、日立市地域防災計画に基づいて、自力で避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するため支援が必要な高齢者や障害者等の名簿（避難行動要支援者名簿）を整備しています。

また、地域コミュニティ、民生委員児童委員等の協力の下、地域での支援者の確保に努めてきました。引き続き、名簿情報の更新を定期的実施するとともに、地域コミュニティ、民生委員児童委員等と連携し、避難行動要支援者名簿を活用した支援体制の一層の充実を図ります。

イ 福祉避難所の設置・開設

学校の体育館等、一般の避難所においては、医療や介護などの高度・専門的な対応が困難となる可能性があります。そこで、一般の避難所では生活に支障をきたす高齢者や障害者等のため、社会福祉施設等の協力を得ながら、二次的な避難所として、福祉避難所の設置・開設に努

めます。

ウ 大規模災害時等における福祉避難所の指定

二次的な避難所として平成 25 年 3 月に特別養護老人ホーム等、市内 27 施設を指定しています。大規模災害時の高齢者等に対する安全確保として、適切な対応ができるよう体制整備を図ります。

4 権利擁護の推進（高齢者虐待の防止）

高齢者の生活・権利を守り、本人が自ら自分の意思を主張できるようその人の立場に立って代弁し、権利行使できる体制の強化を図ります。

(1) 権利擁護

高齢者に対する虐待の早期発見や防止の対応、悪質な業者による消費者被害の防止、成年後見制度の利用など、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行います。

実績

相談対応件数（件）	H29 年度	H30 年度	R 元年度
日立市地域包括支援センター	22	50	32
地域包括支援センター 福祉の森聖孝園	1	5	3
地域包括支援センター サン豊浦	32	33	37
地域包括支援センター 神峰の森	-	1	81
地域包括支援センター 銀砂台	1	3	4
地域包括支援センター 小咲園	-	-	3
地域包括支援センター 鮎川さくら館	15	34	44
地域包括支援センター 金沢弁天園	24	30	126
地域包括支援センター 成華園	59	32	39

(2) 日立市高齢者権利擁護推進協議会の運営

高齢者が住み慣れた家庭や地域で、本人の意思を伝えながら生活を送ることができるよう、高齢者の権利擁護を推進するため、日立市高齢者権利擁護推進協議会を設置します。

協議会は、医療機関、弁護士、警察、保健所、民生委員児童委員、市社会福祉協議会、介護サービス事業者、市保健福祉担当課等で構成し、迅速かつ効果的な対応を図るための協議を行います。

(3) 高齢者の虐待防止対策

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市が第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されています。このことから、地域住民に対する普及・啓発を推進するとともに、虐待事案については、地域包括支援センターをはじめとした関係機関・団体等と連携・協力し、虐待を受けるおそれのある高齢者、養護者・家族に対する多面的な支援を行います。虐待通報や相談等を受けた場

合、速やかに当該高齢者の状況を把握し、老人福祉法上の措置が必要な場合は、適切に対応します。

(4) 高齢者の悪質商法等被害防止への取組

日立市の消費生活センターに寄せられる相談のうち、60歳以上の相談件数が半数を超えており、今後も高齢者の増加とともに、相談件数も増加することが見込まれます。高齢者の判断能力の衰えに起因するトラブルも生じており、その中には、悪質商法の被害者が被害に遭っているという認識がないケースや、様々な手口で何度も被害に遭ってしまうというケースも生じています。

この背景には、行政機関等による様々な注意喚起が高齢者に届いていなかったり、悪質事業者が次々と新たな手口で勧誘を行っていたりすることが考えられます。

高齢者をこれらの被害から守るために、関係機関との連携を強化するとともに、被害防止に関する広報・啓発に取り組んでいきます。

あわせて、加齢に伴い判断能力に不安のある高齢者や身寄りがない認知症高齢者には、成年後見制度の活用や日常生活自立支援事業の紹介など、必要な支援を行います。

5 高齢者を支える市内の総合的な施策

高齢者を取り巻く環境が日々変化していく中、福祉の観点のみにとらわれない多様な支援策を講じます。

(1) 高齢者の交通安全対策

ア 高齢者運転免許自主返納支援事業

本市では、交通事故の防止により、安全で安心な地域社会を実現することを目的として、身体機能等の低下や運転に不安を感じている高齢者等に対し、運転免許の自主的な返納を支援し、路線バス、タクシー乗車券等を交付する「高齢者運転免許自主返納支援事業」を実施しています。

イ 高齢者在家庭訪問

70歳以上の高齢者が住む家庭を戸別訪問し、道路横断に関する注意や反射材の活用方法などについて説明することにより、交通安全意識を向上する取組を行っています。

ウ 急発進制御装置取付補助事業

65歳以上の高齢者自らが使用する自家用車への急発進制御装置取付の補助を行います。

(2) 日立市ふれあい戸別収集事業

身体的な事情などから、自力で集積所へのごみ出しを行うことが困難な世帯を支援するため、見守り等の福祉支援を兼ねた取組を実施しています。

(3) 買い物弱者支援対策事業（移動スーパー事業）

高齢者等の買い物弱者に対して、生活必需品等を購入する機会を提供するため、民間事業者による移動スーパー事業への支援を行っています。

(4) いばらき高齢者優待制度事業（いばらきシニアカード）への協力

いばらき高齢者優待制度事業とは、茨城県が平成26年12月1日から、65歳以上の高齢者を対象に、県内の協賛店舗に出かけ「いばらきシニアカード」を提示すると協賛店舗が設定した割引やポイント加算等お得なサービスが受けられる制度です。高齢者の積極的な外出を促し、自身の健康増進やひきこもり防止につなげるとともに、高齢者を地域、企業、行政が一体となり、支え合う社会の構築を目指しています。

「いばらきシニアカード」の発行窓口が、市町村の高齢福祉課（各支所含む）、地域包括支援センターとなっていることから、有効活用されるよう広報及び「いばらきシニアカード」の配布に協力していきます。



(5) 民間事業者等との見守り協定

高齢者や障害者等の要支援者の安全を確保し、安心して暮らせる地域づくりを目指すことを目的に、市内民間事業者等と「要支援者見守り活動事業等への協力に関する協定」を締結しています。

この協定は、業務上において、要支援者の世帯等で何らかの異常を発見した場合に、迅速に市へ通報を行うというものです。今後も民間事業者等との見守り体制の強化を進めながら、高齢者等の地域社会からの孤立や孤独死を防止し、安心して生活できる地域づくりを目指します。

また、本市においては、水道メーター検針員による検針時に、一人暮らし高齢者世帯において使用水量の極端な増減等の異常があった場合、関係機関に連絡し、高齢者の見守りを行っています。

6 療養病床に関する相談窓口

介護療養型医療施設は、平成29年度末までに廃止が予定されていましたが、平成29年の法改正により令和5年度末まで廃止期限が延長されました。

一方で平成29年の法改正で「介護医療院」が創設されたため、今後廃止までの間に介護老人保健施設又は介護医療院等への転換が進められることとなっています。今後も引き続き、市及び地域包括支援センター等において、利用者本人や家族からの相談に応じます。

相談窓口

○ 利用者（入院患者）等の相談に関すること

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ・ 地域包括支援センター 福祉の森 聖孝園 | ☎ 39-1166 |
| ・ 地域包括支援センター サン豊浦 | ☎ 33-8811 |
| ・ 地域包括支援センター 神峰の森 | ☎ 33-5512 |
| ・ 地域包括支援センター 銀砂台 | ☎ 33-6500 |
| ・ 地域包括支援センター 小咲園 | ☎ 32-7900 |
| ・ 地域包括支援センター 鮎川さくら館 | ☎ 36-7303 |
| ・ 地域包括支援センター 金沢弁天園 | ☎ 33-7424 |
| ・ 地域包括支援センター 成華園 | ☎ 33-7119 |

○ 療養病床の介護老人保健施設等への転換に関すること

- | | |
|------------------|----------------|
| ・ 茨城県長寿福祉推進課 | ☎ 029-301-3343 |
| ・ 日立市高齢福祉課、介護保険課 | ☎ 22-3111 (代) |

7 多様な住まいの確保

保健・医療・介護等のサービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム（住宅型）、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、公営住宅など、多様な住まいの情報について、積極的な情報収集・提供を進めます。

■住まいの状況（市内）

（令和2年10月現在）

名称	施設数	定員数
サービス付き高齢者向け住宅	19	374
有料老人ホーム（住宅型）	19	382
軽費老人ホーム	3	80
生活支援ハウス	1	20